

## 国際（経済）秩序の変容と「開発の国際法」

### 1. 問題の所在

- NIEOの今日的意義を強調する Qureshi の見解(参考文献 1, 2)
- 開発についての「伝統的な見方」(traditional view)と「モダンな見方」(modern view)を分け、それぞれに対応する国際開発法(International Development Law)を措定する見解(Bradlow、参考文献 3)
- 報告者の立場:「(国際経済法の規律対象に)「国際開発法」を含めるべきかについては、確かに1960,70年代南北格差という現象が国際経済関係に規範性の問題を提起したことがあるが、後述するように、国際経済社会の構成員の多様性が構成員の負うべき権利義務にいかなる帰結をもたらすかの次元で取り扱われるべきであろう。」(「国際経済法の概念について」、日本国際経済法学会編、『国際経済法講座 I』所収)
- 開発をめぐる国際政治経済的、歴史構造的状況の変化、それに伴う(あるいは、それにもかかわらず)開発論(学)・開発(国際)法(学)理論の現状
  - 「開発の国際法」の今日的な位相を考える際に、南北問題をめぐる変容、特に1980年代以降の変化をいかに考えるが重要
  - 変化しながら続いているのか、あるいは、ある時点から似て非なるものになったのか?
  - そもそも「開発の国際法」はどのような背景で、どのような goals をもって構成されたのか?
  - 今日「開発」を研究する意味は?

\* 「開発の国際法」の定義: Qureshi & Bradlow 「開発のプロセスに関わる国家やその他の権利義務に関する国際法の一分野」

\* 新しい規範領域の生成条件: i) 類型化可能な人間生活関係を生ぜしめる新しい社会的状況の集積、ii) 時代特性的な秩序理念の出現、及び iii) 新しい状況を規制する必要性を認識し、時代特性的な秩序理念の要請と承認の下で、具体的な規範化を決定し遂行する社会的権威が存在すること (G. エルラー、『国際経済法の基本問題』)

### 2. 「開発の時代」(the era of development: 1950年代~1970年代)と「開発の国際法」

- 「開発の国際法」は、植民地から政治的独立を果たした多くの新興諸国に広がる低開発(underdevelopment)という現状に国際法に適合させる目的で、主にフランスで発達

← Anglo-Saxon 世界では従来から国際経済法の一側面と見る向きが強かった  
(参考文献 4)

(1) いわゆる「開発の時代」の歴史的条件

・ *Pax Americana*

“We must embark on a bold new program for making the benefits of our scientific advances and industrial progress available for the improvement and growth of underdeveloped areas.

The old imperialism—exploitation for foreign profit—has no place in our plans.

What we envisage is a program of development based on the concepts of democratic fair dealing.” (Harry S. Truman, Inaugural Address, January 20, 1949)

→ 低開発という芳しくない状態から抜け出すことが「開発」

→ あらゆる多様性にもかかわらず、他人の成し遂げたものを追いかける  
ゲームの始まり

・ 南北関係と東西関係のリンク

→ 「東西関係」、「第3世界」(1952年)、「南北問題」(1959年)というタームは  
冷戦の最中の1950年代に生成

cf. W. Rostow, *The Stages of economic Growth* の副題は“a non-communist  
manifesto”である

→ 「南北問題」における冷戦効果(強者の弱み) (山本、参考文献 5)

(2) 特徴

・ 「南」が「規範的グループ」を形成し、開発の不平等を生み出す戦後の世界経済  
体制に対して「抗議」をぶつける

→ 「開発の国際法は、いまだ確立するに至らないイデオロギーに仕える生成途上の  
法」(アラン・ペレ、参考文献 6)

→ 開発のイデオロギーの承認: 「開発のイデオロギーは開発の国際法規の枠組みを  
構成している」(アラン・ペレ)

・ 開発における対内的条件と対外的条件のうち後者に力点

→ 南北問題における植民地体制解体効果

cf. 従属理論、A Structural Theory of Imperialism (Johan Galtung、参考文献 7) etc.

・ 「埋め込まれた自由主義」の時代

→ 国家の役割の承認 cf. ガット 12条3項(d)

・ 「開発主義」(developmentalism)の下で“liberal trade-off”が広く認められていた

(参考文献 8)

(3) 「開発の国際法」の現状

・ 南諸国の低開発・不平等を是正するための国際(経済)法秩序の変革は、現存秩序の  
不安定化を嫌う先進諸国の保守的態度の前に、僅かな場合を除いて実証主義の壁を

- 超える法的テクニックの発展に結びつかなかった  
 → ほぼ唯一の成果とも言えるのが「規範の二重性」
- 民族自決権、天然資源に関する永久主権、国有化権利等の一般国際法次元の法原則の発展の意義
  - 完全に「体制内化」していない上、先進諸国も **clean hands** でなかったために(cf. 残存輸入制限)、経済・開発政策遂行上かなりの裁量及び長い「猶予期間」が許される
  - 全体的にいわゆる「開発の国際法」規範の実効性は **disappointing** なもの
    - さまざまな二重性の存在
      - cf. **positive vs. negative discrimination** (R.E.Hudec、参考文献 9)
      - 後発新興国の台頭は「開発の国際法」に負うものではない (E.Jouanne、参考文献 10)
3. 1980年という「失われた10年」と世界政治経済的条件の変容
- 1974年の二つの出来事
    - New International Economic Order(NIEO)樹立宣言 vs. 1974年米国通商法
    - 1974年米国通商法は1971年 **Williams Committee Report** に基づいて戦後国際経済体制の根本的な見直しの産物
  - 新しい時代理念としての「新自由主義」の台頭(D.Harvey、参考文献 11)
  - 1986年という年
    - 途上国の「体制内化」の明示的なスタート：ウルグアイ・ラウンド開始 (柳、参考文献 12)
    - メキシコの変身ぶり：ガット(1982)、ICSID(1986年)加入
  - 1989年という年
    - 冷戦の終結
      - ← 南北問題における植民地体制解体効果の消滅、そして、冷戦効果の消滅
    - J. Williamson の論文刊行：**Washington Consensus** という用語の誕生
      - ← 「新自由主義」理念の（強制・自発の両面からの）政策的実現
  - 北主導の世界秩序の再編成過程
    - 対抗理念の消滅と対抗主体の解体(階層分解)
    - 米国によるポスト産業化(knowledge- and service-based economy, Daniel Bell)時代到来への足早い対応 cf. **GATS, TRIPS**
    - 冷戦後第3世界や旧ソ連圏の混乱と無秩序、地域紛争の泥沼化へ至りはしなかったが、超大国の覇権的秩序に代わる紛争解決、平和維持の新しい国際的協力の枠組みが生み出されたわけでもない
  - 対外的・構造的要因よりは「自助努力」へ問題の次元の移動
    - “good” governance の概念の誕生の背景

- “Why some are so rich and some so poor?”(D.S.Landes, *The Wealth and Poverty of Nations* (W.W.Norton & Company, 1999)の副題)へ関心が注がれる
- “Culture Matters”(参考文献 13) の傾向
- 「社会(関係)資本」(social capital) 概念の登場
- ← 他方で GNP0.7%を ODA へ回す「約束」を果たした G7 はゼロ

#### 4. 冷戦後の「開発の国際法」の展開と評価

##### (1) 展開

- すでに「開発の時代」の歴史的条件が消滅した下で、「南北問題と呼ばれ、東西問題と同様に二極対置の図式で考えられがちできた多様な問題を、古くて新しい国際政治経済の根本問題の広い文脈の中に再構成する必要がある」(内田)との指摘がなされる中、(i)開発の定義の内包や外延が絶えず拡大する中、(ii) (S&P のように)「開発の国際法」の中核要素が形骸化しつつも存続するとともに、(iii) 「開発の権利」、「持続可能な発展」の概念の登場によって、「開発(の国際法)」についての問題状況や議論の軸足がぶれがちになった
- 二つの新しいガイドライン
  - ‘human’ development law へ：「開発＝人権」(human rights approach to development) 「持続可能な発展」の概念：人間の社会的条件の文脈における経済開発と環境との連関(概念に内在する諸原則については、参考文献 14 を参照)
  - 経済+[人権+環境] / [国家→個人]・環境 / [国際→国内]
  - 途上国だけでなく、すべての国々に妥当
- 「失われた 10 年」の真ただ中での「発展の権利」の採択、そして、その後の開発関連文書の採択
  - 「発展の権利」に国際的次元において積極的に位置づける見解 (Bedjaoui、参考文献 15) と、まるで「unicorn 探し」のようであると嘲る見解 (Donally、参考文献 16) との激しい対立
  - 単なる discourse で、費用のかからない「規範面での譲歩」?(R.E.Hudec)
  - ← 刊行されたばかりの「発展の権利」についてのある研究は、「発展の権利」が国際経済法の改革のバネである同時に、国際経済法の改革が「発展の権利」の実現のために不可避であるという (Bunn、参考文献 17)
  - ← 開発への人権アプローチのメリットとデメリット
- Millennium Development Goals(MDGs)としての「貧困撲滅」(the fight against poverty)へ焦点が移る
  - その背景は?
  - その帰結は?

##### (2) 評価

- 「南」の階層分解により、「南」が「規範的グループ」でなくなり、「体制内化」しても「開発の国際法」は存在し得るのか？  
 ∴ もともと規範的問題としての「南北問題」  
 一昔前の「南北問題」、「途上国」(developing country)、「第3世界」という buzzwords の今日的妥当性は？

cf. Speech by Robert B. Zoellick at Woodrow Wilson Center, 14 April 2010

R.Sarkar は、developed vs. developing countries でなく advanced vs. developing countries を使用(参考文献 18)

- 南北格差の「世界化」という現実をどう見るべきか？  
 → 市場経済の世界化に伴い、この格差対立が国家の枠を超え、南北及び旧東のすべての社会を貫通し横断している(坂本義和、参考文献 19、Zoellick)
  - ← 南北格差の「世界化」(「北」の「南」化)
  - ← 勝ち組、負け組の分化：中国、インドの浮上
- 様々な「条件」付きで、少なくとも一時的には「従属法」(the law of dependence) 的側面(伊藤一頼、参考文献 20)
  - cf. GSP + good governance, Conditionality of IMF loans, 環境負担 etc.
  - WTO の外での二国間ないし複数国間の FTA のもたらしている帰結
  - GSP における差別主義の強化(EU・一般特惠制度事件上級委員会報告書)
  - 相変わらず実効性は薄い “the rich focus on sustainability but the poor still think development”
- 途上国の「体制内化」の評価は？

## 5. 今後の「開発の国際法」は？

- 「開発の国際法」をどのように定義しようが、一つの学問分野として打ち立てることは困難で、仮にできるとしても、A( ? ) International (Economic) Order for( ? ) への問いかけとそれほどかけ離れたものにはならないのではないだろうか？

### (1) 異なる診断(参考文献 21)

- Pogge : an abstraction conception of global justice に基づいて現行国際経済秩序の injustice を指摘し、global(and national)institutional reform の必要を提唱  
 Howse : 現在の貧困の存在が直ちに現行秩序のせいとは言えない！  
 現行ルールに潜在している、あるいはたまには組み込まれている衡平(equity)の要素を生かす必要  
 ← bad and iniquitous contract law vs. bad and iniquitous contracts ?
- E.Jouannet の三つの選択肢  
 → 新自由主義的 pro-市場パラダイムの堅持：経済的に効率的、社会的に不公正  
 ← Muchlinski の現行の自由主義的国際経済秩序の問題点指摘(参考文献 22)

- 開発のパラダイムの放棄
- 現行の国際経済体制のルールを変更しながら、a new and fair 国際経済秩序を打ち立てる
  - ← これは not some new IDL, but a new NIEO を打ち立てること
  - ← 現行秩序のどこが、どのようにいけないか、だからどのように変えるべきかが示されなければならない

(2) 開発関連規範の生成には実証主義の壁、特に、法源論という障壁が立ちはだかるわけだが、その壁を克服するためのいくつかの試み

- 主権の再解釈(Jackson、参考文献 23)
- Lowe’s “interstitial norms”
- Cooperative Cosmopolitanism に基づく現行国際法の special reforms (G.Mayeda、参考文献 24)
  - looking behind the veil of state-based issues
  - de-emphasizing state practice and *opinion juris* as a basis for establishing international legal norms
  - recognizing an increased role for equity in international law
  - taking responsibility for nationals causing harm overseas
  - taking responsibility for harms to individuals in other states

(3) 今後の「開発」(研究)のあり方

- (特に先進)国家の ego(国家理性)と(特に経済の)グローバル化との齟齬
  - ← 主権の制限には当の弱小(途上)国も抵抗する
- 世界的な power configuration における地殻変動を前提
- 新自由主義・ワシントン・コンセンサスの衰退と資本主義の混迷ぶり
  - ポスト産業社会における資本主義には不平等と不安定性が内在している(Jelly Z.Muller、参考文献 25)
- ‘public’の位相変化 cf. “Migration-Development Nexus”(参考文献 26)
  - 貧困削減における民間の役割強調路線(参考文献 27)
- 再燃する”developmental state”論争
  - cf. 村上泰亮(参考文献 28)、
  - 現在の中国についての Eric X.Li と Yasheng Huang の相反する評価 (Foreign Affairs、参考文献 29)
- 弱小貧国(途上国)の「開発」は、現在の global international society の「共通の利益と価値」なのか？
  - “international public policy” or “the ‘public interest’ of the world community”という

タームの是非

→ The right not to live in extreme poverty is a human right?

- ・ 開発関連規範の生成を容易くするための法的テクニックをいかに工夫するか？
- ・ 現在の国際(経済)秩序が弱小(途上)国の開発にとっていかに働いているのかについて分野ごとの研究する必要

→ 「開発と(国際)法研究会」立ち上げ趣旨文参照

cf. 通商：(伊藤一頼、参考文献 20)

投資：(G.Mayeda の一連の評釈、参考文献 30)

→ 分野ごとに「持続可能な開発」の投影を跡付ける研究の出現(参考文献 31)

### <参考文献>

1. Asif H. Qureshi & A.R.Ziegler, *International Economic Law*,(Sweet & Maxwell,2011)
2. Asif H. Qureshi, “Critical Concepts in the New International Economic Order and its Impact on the Development of International Economic Law”, *Manchester Journal of International Economic Law* Vol.7-3 (2010) 3.
3. Daniel D.Bradlow, “Differing Conceptions of Development and the Content of International Development Law”, *South African Journal on Human Rights* vol.21-1(2005) 47.
4. Francis Snyder and Peter Slinn, *International Law of Development: Comparative Perspectives* (Professional Books,1987)
5. 山本 満、「冷戦終結と南北問題の再定義」『国際問題』No.400(1993年7月号)
6. アラン・ペレ著、小谷鶴次他訳、『開発国際法』(白水社、1989年)
7. 東京大学社会科学研究所編、『20世紀システム4 開発主義』(東大出版会 1998)
8. J. Galtung, ”A Theory of Structural Imperialism—Ten Years Later”, 9 *Millennium: Journal of International Studies* (1981)
9. R.E.Hudec, *Developing Countries in the GATT Legal System*,1987
10. E.Jouannet, “How to Depart from the Existing Dire Condition of Development” in Antonio Cassese ed., *Realizing Utopia: The Future of International Law* (Oxford University Press,2012)
11. D.Harvey, *A Brief History of Neoliberalism* (Oxford University Press,2005)
12. 柳 赫秀、「WTO と途上国—途上国の『体制内化』の経緯と意義」、『貿易と関税』1998年7月号・10月号、2000年7月号・9月号
13. L.E.Harrison & S.P.Huntington eds., *Culture Matters*(Basic Book, 2000)
14. Philippe Sands, “International Law in the Field of Sustainable Development”, *British Yearbook of International Law* Vol.65(1994)
15. M. Bedjaoui, “The Right to Development” in M. Bedjaoui ed., *International Law:*

*Achievements and Prospects* (UNESCO,1991)

16. Jack Donally, "In Search of the Unicorn: The Jurisprudence and Politics of the Right to Development", *California Western International Law Journal* Vol.15 (1985)
17. Isabella D.Bunn, *The right to Development and International Economic Law : Legal and Moral Dimensions* (Oxford and Portland,Oregon,2012)
18. Rumu Sarkar, *International Development Law : Rule of Law, Human Rights, and Global Finance* (Oxford University Press, 2009)
19. 坂本義和、「世界秩序の構造変動」、『世界政治の構造変動 1 世界秩序』(岩波書店、1995 年)
20. 伊藤一頼、「WTO 体制と発展途上国—差別主義と非市場経済国がもたらす影響の分析」、日本国際経済法学会編『国際経済法講座 I 通商・投資・競争』(法律文化社、2012 年)
21. S.Besson & J.Tasioulas ed., *The Philosophy of international Law*, section X
22. P. Muchlinski, "Multinational Enterprises and International Economic Law: Contesting Regulatory Agendas over the Last Years", 『日本経済法学会年報』第 21 号(2012 年)
23. John H.Jackson, *Sovereignty, the WTO, and Changing Fundamentals of International Law* (Cambridge University Press, 2006)
24. G.Mayeda, "Pushing the Boundaries: Rethinking International Law in Light of Cosmopolitan Obligations to Developing Countries", *Canadian Yearbook of International Law* (2009)
25. Jelly Z.Muller, "Capitalism and Inequality: What the Right and the Left Get Wrong", *Foreign Affairs* Vol.92-2(March/April 2013)
26. Vincent Chetail, "Paradigm and Paradox of the Migration-Development Nexus: The New Border for North-South Dialogue" *German Yearbook of International Law* Vol.51 (2008)
27. Aneel Karanani, *Fighting Poverty Together: Rethinking Strategies for Business, Governments, and Civil Society to Reduce Poverty* (palgrave macmillan,2011)
28. 村上泰亮、『反古典の政治経済学』(中央公論社、1992 年)
29. *Foreign Affairs* Vol.92-1(January/February 2013)
30. G.Mayeda, "Playing Fair: The Meaning of Fair and Equitable Treatment in Bilateral Investment Treaties", *Journal of World Trade* 41-2 ( 2007)